

第 30 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和 8 年 5 月 20 日（水）午前 9：30～

会 場 熱塩加納公民館多目的ホール

2 委員定数 19 名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 木戸 賢治

委 員

1 番 鈴木 隆

2 番 大津 康男

3 番 菊地善一郎

4 番 二瓶 崇

5 番 高野 進

6 番 菅井 大輔

7 番 齋藤 澄子

9 番 木村富士男

10 番 武藤 常雄

11 番 小林 博行

12 番 小沢 勝則

13 番 小林千代松

14 番 横山 敏光

15 番 佐藤 光伸

16 番 渡部 信夫

17 番 庄司 英喜

4 本日の総会に欠席通告した委員

8 番 山口 久人

5 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 70 号 会務報告について

報告第 71 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 72 号 専決処分の承認を求めることについて

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 166 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 167 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 168 号 現況確認証明申請について

議案第 169 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第 170 号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 小 林 孝 昭

次長兼農地係長 大 竹 秀 樹

農政係長 花 見 栄

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 庄 司 智 哉

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副 主 査 高 橋 健 治

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 佐 藤 瑠 香

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副 主 査 富 塚 裕 成

9 会議の概要

○会長（あいさつ）

皆さん、おはようございます。今日はですね朝早く、また田植えの大変お忙しいところ第30回農業委員総会ということでご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。イラン情勢ということで変わりはありません。なかなかもう平行線をたどって、解決点が見いだせないということで、世界が困っております。1日も早く戦争終結を願うばかりかなというふうに思います。農業関連では、先日、新聞に載ってたんですけども、今年、使用する秋肥、これは円安と中東情勢の要因がありますということで、JA全農が9数パーセントですか。値上げということになります。そうしますとやはり、来年利用される春肥等についても、今後ますますそういう影響が大になるということに繋がっていくんじゃないかなということで大変心配でございます。米の販売価格等については、皆さんわかるかと思いますが、在庫が過剰にあるということで、今、躍起になって放送しております。そういうことで、値下げということで、今、5キロ、3700円程度で値動きがされています。今後、また1週間間隔で、50円ほど下がっていくんじゃないかというようなことで、予想もされております。ですから新米ができるまで3,000円上限ぐらい前後に落ち着くのかなというふうに今見ているそうです。そうしますと、令和8年産米、全国的に見ても、作付場100を超えるという数字であります。そこでの方策ということですが、まだかなり米がだぶついて価格が大幅に下がっていくんじゃないかと言われておりますので、その辺も今後注視して、いろいろと皆さんとお話をして、国、県、それから組合、行政に要望等を行って参りたいと、いうふうに思います。今日の総会については、報告3件、それから議案5件ということで予定しておりますので、皆様方のご協力によりまして、スムーズに進めさせていただくことを、お願い申し上げ、簡単でありますけども、ご挨拶にかえさせていただきたいと思います。本日よろしく願いをいたします。

(開会)

○議長

欠席委員は、8番 山口 久人 委員であります。

なお、11番小林博行委員から早退の申出がありましたので、認めてまいります。それでは、定足数に達しておりますので、これより第30回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員には、1番 鈴木 隆 委員、4番 二瓶 崇委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第70号 会務報告について」、「報告第71号 農地法第18条第6項の規定による通知について」、「報告第72号 専決処分の承認を求めることについて」の報告事項を議題といたします。事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第70号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第71号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔8件を朗読、説明。〕

報告第72号 専決処分の承認を求めることについて

○事務局

〔3件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、報告第72号 専決処分の承認を求めることについて、No.1については、9番木村 富士男 委員より、現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。No.2及びNo.3については、8番山口 久人 委員が調査をされておりますが、本日は、欠席届けが提出されております。報告については、報告書を事務局で預かっておりますので、報告書を読み上げさせます。

○木村富士男委員

〔専決処分のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

専決処分の案件No.1について補足説明いたします。去る5月1日金曜日、午前10時50分頃から、〇〇〇行政書士、山口久人委員、大竹次長、私の4人で現地確認する調査を行いました。この案件は顛末書付きの案件で、〇〇〇さんのお父さんが、市道のすぐ隣に元々あった車庫が手狭になったことにより、農地の上に車庫を増築してしまった案件です。お父さんは5年前に亡く

なりまして、相続をするために、相続登記や建物登記の整理をしていく中で判明したとのことです。周囲は〇〇〇さんの土地と道路なので、周囲に迷惑をかけることはないと判断いたしました。

○ 事務局

〔専決処分のNo.2 及びNo.3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

山口委員から、現地調査の報告等は預かっておりますので、読み上げさせていただきます。専決処分の案件No.2、地域計画除外申請に伴う現地調査について、ご報告申し上げます。去る5月1日、午前9時半頃、申請人の代理人、〇〇〇行政書士と大竹次長、木村農業委員と私で現地調査を行いました。申請地は、地目上は畑ですが、昭和42年に父が農地であることを確認せず、住宅を建築していたとのことです。地域計画策定時に農地であることから、地域計画内として設定しましたが、今回、不動産業者に確認してもらったところ農地であることが判明し、4条申請と供に除外申請になりました。周囲は畑であり、用水路等もなく、申請による問題はないものと判断いたしました。

続きまして、地域計画除外の案件No.3、地域計画除外申請に伴う現地調査についてご報告申し上げます。去る5月1日、午前10時頃、現地にて被設定者、〇〇〇さん、設定人、〇〇〇さん、大竹次長、木村委員と私で現地調査を行いました。今回は、被設定人が増築計画をしたところ、現住宅の北側軒先も農地に入り込んでおり、また、東側車庫の底地も農地であることが判明したため、4条申請と除外申請となり、車庫南側駐車場として設定人から借りていた底地も農地であることが判明し、5条申請となり、いずれも顛末書付きの申請になり、地域計画の除外申請となりました。住宅の周囲は市道、宅地であり、申請による問題はないものと判断いたしました。

○議長

ありがとうございました。それではここで、報告第70号から報告第72号ま

での報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい。木村委員。

○木村委員

9番木村です。7ページの解約の案件No.2番のところで、種別のところで農地法3条となっていますが、これはどういう時に使うか教えてください。

○事務局

通常だと、農地法や基盤法までしか記載してなかったのですが、今回3条まで記載してしまったということで、農地法による解約ということでございます。

○議長

その他、ございませんか。

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。報告第70号から報告第72号までは、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、報告第70号から報告第72号までは了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

○議長

それでは「議案第166号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転8件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、所有権移転のNo.1、No.5及びNo.6については、16番 渡部 信夫 委員、No.2及びNo.3については、3番 菊地 善一郎 委員、No.4については、9番 木村 富士男 委員、No.7については、11番 小林 博行 委員、No.8については、15番 佐藤 光伸 委員より、現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○渡部信夫委員

〔所有権移転のNo.1、No.5及びNo.6について、現地調査の結果並びに補足説明〕

農地法第3条の規定による所有権移転No.1について報告いたします。去る5月1日午後3時ごろより譲受人の〇〇〇さん、代理人の〇〇〇行政書士に立ち会いをいただき、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんは、元々〇〇〇在住ですが、現在は東京在住ため欠席されました。当該地は、元々〇〇〇さんが管理していた農地ですが、東京へ転出して、管理ができなため、当面農地の隣地で自家用栽培してる譲受人の〇〇〇さんが草刈等を管理してきたということでありました。今回譲渡人が高齢のため、

財産の処分を検討する中で、相続土地国庫帰属制度を利用して、国へ承継をすることも含めて相談していたところですが、譲渡人の〇〇〇さんの希望により知り合いである譲受人の〇〇〇さんへの無償譲渡の申し出があり、今回の申請になりました。譲受人も78歳への高齢であります。現地の畑では、現在多種の自家用野菜を栽培しておられ、当該農地も野菜や果樹を作りながら、子供たちの農業体験等にも利用したいというところのことでした。周囲は水田や用水路もあり、水の便も良好で、既存の〇〇〇さんの畑と一体となって、耕作管理がなされるものと思われることから、今回の申請については問題ないものとなりました。

続きまして、No.5についてですが、5月2日午前9時ごろより譲受人の〇〇〇さんに立ち会いをいただき、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんは譲受人の母親であり、生前譲与になります。当該農地は、隣接農地と一体的に耕作されており、譲受人も共同で現在はそばを栽培しております。今後も継続してそこを栽培するということでしたので、今回の申請については問題ないと判断いたしました。

続きまして、No.6について報告いたします。去る5月1日午後2時30分頃より、譲受人の〇〇〇さん。その父親、代理人の〇〇〇行政書士に立ち会いいただき、現地確認並びに調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんは高齢のため欠席となりました。当該農地2筆は隣接の農地であります。周囲も畑で集落の方が自家用野菜等を栽培しております。譲渡人が高齢で耕作にできないため、近年では市外に住む譲渡人の長男が草刈りと維持管理をしてきております。今般、譲渡人から、隣接する畑で自家用野菜を栽培している譲受人の〇〇〇さんに耕作等の相談があり、今後、譲渡人は耕作する予定もないことから、譲渡することで話が進みました。譲受人の〇〇〇さんは、隣地の畑で自家用野菜を栽培しておりますので、その畑と一体となって、多種の野菜を今後も栽培していきたいということですので、周辺農地に影響なく、譲渡価格も適正なことから、今回の申請については影響がないものと考えておりました。

○菊地善一郎 委員

〔所有権移転のNo. 2 及びNo. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3 番菊地です。農地法 3 条所有権移転、案件No. 2 に係る現地調査についてご報告いたします。5 月 1 日午後 1 時半ごろより譲渡人、〇〇〇氏、譲受人、〇〇〇氏、私の 3 人で実施しました。現地は住宅の周りに点在している耕作地でございます。なお、譲受人は所有後はサツマイモ等を作付して、畑として利用するというふうに話しております。また、もう 1 人の譲渡人である姉の〇〇〇さんには県外在住でおられませんでしたので、その場で、移転の意思を確認いたしました。これにより本申請に伴う権利の取得については周辺のうちに支障を及ぼすことなく、問題ないと考えます。

続いて、案件No. 3 について報告します。同じく 5 月 1 日午前 9 時半頃より、譲渡人、〇〇〇氏と私の 2 人で現地確認を行いました。譲受人〇〇〇氏は、譲渡人の息子さんで仕事の都合で今回は欠席となりましたが、事前に私が電話で譲受するというようなことで、確認をいたしました。

一括生前譲与による譲渡というふうになります。今回の申請についても適正に管理、管理されるものと判断し、問題ないと考えます。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo. 4 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9 番木村です。農地法 3 条所有権移転、案件No. 4 についてご説明いたします。去る 4 月 28 日午後 1 時半ごろから、譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さん夫妻と一緒に現地確認、聞き取り調査を行いました。〇〇〇さんの所有するこの土地はお寺の南側にあり、随分前から高柳集落に貸してあった田ですが、数年前から集落人足での草刈しかしておらず、集落としても持て余していた状態でした。譲受人の〇〇〇さんは、移住者の新規就農者で、農地を求めている、〇〇〇さんの家からも近いこともあり、有効に活用していきたいとのことでした。以上のことから、周囲の農地に迷惑をかけることなく、きちんと管理されるものと判断いたしました。

○小林博行委員

〔所有権移転のNo. 7 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番の小林です。所有権移転の案件No. 7 について報告いたします。去る5月6日、午後1時20分頃、現地において、申請地の現地調査と聞き取り調査を実施いたしました。立ち会いは譲受人の〇〇〇さんと私の2名で実施いたしました。譲渡人の若松在住の〇〇〇さんは93歳という高齢であるため、欠席となり、〇〇〇さんに一任する旨、承諾しておるところでございます。調査終了後に、電話にて、対価について無償であることを確認いたしました。申請地は、駒形横道集落の北側の山間部に位置しており、雄国の開発事業で圃場整備なされたところであります。緩やかな傾斜地の2反5畝の区画に団地化されたところであります。〇〇〇さんは父の代より貸借で、この土地を30年以上を耕作しており、この度、高齢で一人暮らしの〇〇〇さんが財産の処分を考えて、無償でよいから引き受けていただきたい旨の話し合いの中で、今回申請に至ったということであります。もとより、〇〇〇さんが耕作しており、今後も変わりなく、稲作経営をしていくということありますので、全く問題ないという判断をいたしました。

○ 佐藤光伸 委員

〔所有権移転のNo. 8 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

15番佐藤です。農地法第3条所有権移転について報告いたします。5月1日に電話にて確認をしました。当該地は、譲受人の育苗ハウスに隣接しているため、今後は野菜畑として利用していくということあります。1人暮らしである譲渡人が、この畑を荒らしてしまうと考えると、この案件は適切ではないかと思いました。

○議長

ありがとうございました。それではここで、議案第166号について審議し

ます。ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。議案第166号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第166号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第167号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定2件、所有権移転3件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました権利設定のNo.1については、8番 山口久人 委員が調査をされておりますが、本日は、欠席届けが提出されております。報告については、報告書を事務局で預かっておりますので、報告書を読み上げさせます。権利設定のNo.2については、9番 木村富士男 委員より、なお、所有権移転のNo.1及びNo.2については、先月開催した第29回総会において、「報告第69号 専決処分の承認を求めることについて」で現地調査の報告を受け、承認後の事業計画の内容に変更がございませんので、本議案に係る現地調査の報告は省略させていただきます。所有権移

転のNo. 3 について、14番 横山 敏光委員より、現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○事務局

〔権利設定のNo. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

それでは山口委員の方から、報告書を預かっておりますので読み上げさせていただきます。権利設定のNo. 1 でございます。農地法第 5 条権利設定に伴う現地調査についてご報告申し上げます。去る 5 月 1 日、午前11時20分頃現地にて被設定人有限会社〇〇〇の〇〇〇と現在耕作している〇〇〇さん、大竹次長、木村農業委員と私で、現地調査を行いました。この圃場は、砂利が多く耕作に不便なことから、砂利を採取し良好な農地にすべく小作人の〇〇〇さんが所有者から承諾書をもらい工事するものです。西側市道から圃場に出入りして工事を行います。降雨時に土砂及び流水を防ぐため土留めをするとのことです。破損等が生じた場合は管理者の指示に従うとのことで、周辺農地には問題ないものと判断しました。

○木村富士男 委員

〔権利設定のNo. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9 番木村です。農地法第 5 条設定案件No. 2 について補足説明いたします。去る 5 月 1 日金曜日、午前10時20分頃から、代理人たる〇〇〇行政書士事務所の〇〇〇さん、山口委員、大竹次長、私の 4 人で現地確認する調査を行いました。場所は〇〇〇店舗のすぐ東隣で、今回の申請地以外に周りに農地はない場所でした。店舗の駐車場として利用するとのことでした。雨水は南側の水路側に勾配をつけて流すとのことです。設定の期間が17年と中途半端な期間になっていることに関しては、現在は併用地になっている雑種地の契約が、2013年に30年で結ばれており、残り期間が17年のため、今回の申請の17年として合わせたとのことです。以上のことから、今回の申請は問題ないと判断いたしました。

○横山敏光委員

〔所有権移転のNo. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番、横山です。農地法第5条所有権移転No. 3の許可申請について、現地調査を行いましたのでご報告申し上げます。調査は5月8日午後3時塩川町〇〇〇の現地で行いました。譲受人の〇〇〇株式会社からは〇〇〇と、〇〇〇のお2人が、譲渡人の〇〇〇さんは高齢、84歳ということで欠席されて代理人ではありませんけれども、当時、区画整理事業担当した〇〇〇さんという人が、〇〇〇さんの相談員として立ち会いました。農業委員会からは、私と大堀最適化推進委員、事務局の高橋さんが立ち会いました。案件は地目が水田の農地785㎡を宅地分譲用地として売買するというものです。付属資料の15ページの、斜線の部分が案件の農地で、地目は農地というふうになっておりますけれども、現況は残土が30センチ以上盛土されている状況です。〇〇〇さんはで換地の時から盛土されていたということで、当時塩川町が区画整理事業の残土処理として行ったものだと説明しており、当初から宅地としてしか利用できないという土地だと思う、とお話しておりました。毎年の農地調査でも耕作放棄地として、調査箇所にピックアップされて、改善が求められていたところでもございます。道路を挟んだ東側水田ですが、住宅と太陽光発電用地でありまして、分譲されても低層階の住宅ならば日照が遮られることもなく、排水は側溝の整備が行われており問題はございません。農業用水は東側圃場に問題なく供給されていることから、周辺の農地に支障を及ぼすことはなく、適正に管理がなされるものと判断して参りました。

○議長

ありがとうございました。それではここで、議案第167号について審議します。ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい。渡部委員

○渡部信夫 委員

5 条権利設定No. 1 についてお尋ねします。土地利用計画図を見て質問したいと思います。このNo. 1 の案件について、筆が 3 筆入っているんですが、この 8 ページの図面の下の方の平面図を見ますと、右側の方に畦畔があるという形状になってるわけですが、3 筆の境界はどこになるのかなっているのかお聞きします。砂利採取後、原状復旧するときにフラットにした方が効率的ではないかと思うわけですが、地権者が 2 人いらっしゃいますので、筆の境界はどこなのか確認したく質問しました。

○事務局

土地利用計画図、付属資料の 8 ページをご覧くださいと思いますが、こちらにNo. 4 と書いてある部分が畦畔になります。こちらの下に 2 筆あるんですが、ここが一番上No. 4 のところまでが 1 筆、その下が 2 筆に分かれているということでございます。

○渡部信夫委員

そうしますと、〇〇〇さんの16番が大きいところで、〇〇〇さんの17番18番が、下に 2 筆室入ってるということは、この畦畔によって、8 ページの下の図と畦畔の右側に 2 筆入っていたこれが〇〇〇さんのものだとなれば、原状復旧するにしても、地権者の同意があればですが、使いやすくされたほうがいいのかなと思いましたが、そんな話は現地調査の時に話されたんでしょうか。畦畔作って戻すのでしょうか。

○事務局

原状復旧する際は畦畔を復旧するということでした。

○渡部委員

17、18番の下の方とは折り合いがつかない話があったほうがわかりませんが、そことフラットにすると、こちらを4 m掘るとなったとき水がそちらの方に抜けないような対策をちゃんとやれるのでしょうか。

○事務局

〇〇〇さんに確認したところ、ちゃんと止水するということでお話の方は聞いております。

○議長

その他ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。議案第167号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第167号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第168号 現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました15番 佐藤 光伸 委員より、現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○佐藤光伸 委員

〔現地調査の結果並びに補足説明〕

15番、佐藤です。5月11日午前10時より、現地にて、申請人、佐藤推進委員、私、市役所担当者2名とともに現地を確認いたしました。昔、林地を切り開いて田んぼに変えたものの、状況が悪く、農道は細く軟弱であり、当初は耕作を行っていましたが、長い間に、荒れてしまった経過があり、今後は田んぼとしての復活は見込めないとの判断をしてきました。

○議長

ありがとうございました。それではここで、議案第168号について審議します。ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。議案第168号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第168号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第169号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画（案）50件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第169号について審議します。ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい。横山委員。

○横山敏光 委員

賃借料が0円というのがありました。これは借りる方が主導したのか、貸す方がタダでいい言ったのか。中間管理機構もどちらもタダでということでは存在価値があるのかという話にもなるので、どういったことでこういう話になったのか説明していただければと思います。

○事務局

こちらの案件につきましては、圃場状態が悪く、作付できる状態ではないということで、今回は0円ということで使用貸借の案件として総会に上がっております。後々、作付けできる状況まで復旧が進みましたら、賃借料の変更を行う予定となっております。参考までに、土地改良区の賦課金等に関しては、農地所有者が負担するということで話をしていることということでした。

○横山委員

そうすると、こちらの方は、今後耕作できるように工事を進めるというこ

との理解でよろしいですか。

○事務局

はい。その通りでございます。

○議長

その他ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。議案第169号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第169号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第170号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について」を議題といたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画2件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第170号について審議します。ご意見、ご質問等を

頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。議案第170号については、農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に要請することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第170号については、農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に要請することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第30回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会）

（閉 会） 10：49